

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号）、鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）、鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号）等を改正することを勧告する。

1 改定の内容

(1) 給料表

現行の給料表を別記のとおり改定すること。

(2) 期末手当・勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給割合

期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

イ 令和6年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当・勤勉手当の支給割合を報告で言及した趣旨を踏まえ、改定すること。

(3) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を人事院勧告の内容に準じて改定すること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイについては令和5年12月1日から、1の(2)のイについては令和6年4月1日から実施すること。